

ニセコ町における地震時に通行を確保すべき道路の指定

北海道は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に指定する道路を地震時に通行を確保すべき道路として指定しています。さらに、このうち災害時の拠点施設を連結する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急、消火活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の第一次緊急輸送道路区分の道路については、「特に重要な緊急輸送道路」として指定しています。

ニセコ町においては、国道5号及び道道岩内洞爺線が特に重要な地震時に通行を確保すべき道路、道道岩内洞爺線及び道道蘭越ニセコ倶知安線が地震時に通行を確保すべき道路として位置づけられています。

また、緊急時の避難場所として、ニセコ小学校の体育館、ニセコ町役場、総合体育館への安全な避難経路を確保するため、道道ニセコ停車場線及び町道役場前通を町として地震時に通行を確保すべき道路に指定します。

地震時に通行を確保すべき道路として指定されている道路は下図の通りです。

図 1-5 地震時に通行を確保すべき道路の指定（ニセコ町）

地震時に通行を確保すべき道路（ニセコ町）

